

堺市・大阪狭山市消防広域化協議会幹事会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第2項の規定に基づき、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- （1）堺市・大阪狭山市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項
- （2）その他消防事務の委託に関し必要な事項

（組織）

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、堺市消防局総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（幹事長等の職務）

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。
- 3 幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

（会議）

第5条 幹事会の会議（以下単に「会議」という。）は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 幹事は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を会議に出席させることができる。
- 4 幹事長は、会議を招集する暇のない場合及び議案が軽易である場合は、会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を幹事に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 幹事会の庶務は、規約第9条第1項に規定する事務局において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

堺市	大阪狭山市
危機管理室危機管理課長 総務局人事部人事課長 総務局人事部労務課長 財政局財政部財政課長 消防局警防部長 消防局救急部長 消防局予防部長	防災・防犯推進室次長 政策推進部企画グループ課長 政策推進部人事グループ課長 総務部財政グループ課長 消防本部理事 消防本部次長 消防本部総務グループ課長 消防署長